

文部科学省における消滅時効に関し賠償請求を促すための
広報活動に関する取組

令和 2 年 9 月 2 4 日
原子力損害賠償紛争審査会事務局

I. 被災 12 市町村に関する実績

- ・ 広報紙に記事を記載（計約 38,000 部）、広報紙にリーフレットを折り込み（計約 27,000 部）、又はリーフレットを自治会の回覧板にて回付（約 1,200 世帯用）
 - 各市町村の要望に応じて、必要十分な部数を各市町村が広報紙を配布している世帯に対して、消滅時効に係る情報等をお届け
- ・ 各市町村の本庁舎や支所にリーフレットを配置
- ・ 各市町村の Web ページに、文部科学省の時効を説明した Web ページへのリンクを掲載

II. 主に福島県内に関する実績

【福島県内】

- ・ 福島県発行の避難者向け広報紙「ふくしまの今が分かる新聞※」（約 8 万部発行）に記事を掲載
 - 福島県内外に避難されている被災者や被災者・避難者支援に携わる方々等に対して、消滅時効に係る情報等をお届け
- ※県内外の避難者、避難者のいる県内外市町村の施設等に配布
- ・ 福島県内の全 59 市町村に 5,300 部のリーフレットを窓口に設置
- ・ 福島県の地方紙である福島民報及び福島民友（計約 42 万部／回）に新聞広告を各々 7 回掲載
 - 福島県内に避難されている被災者や被災者・避難者支援に携わる方々に対して、消滅時効に係る情報等を広報

【福島県商工会連合会・福島商工会議所】

- ・ 被災 12 市町村の商工会の窓口に 4,400 部のリーフレットを設置
- ・ 県内の商工会議所にリーフレットを配置

III. 全国に関する実績

- ・ 政府広報ラジオ番組内 CM として、全国 38 の FM ラジオ局で 3 月 7 日・8 日にかけて放送
- ・ 文部科学省に時効を説明した Web ページを開設

東京電力福島原発事故による被害者の皆さま

原子力損害の賠償請求はお済みですか？

2021年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

- ✓ 時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。
- ✓ また、原子力損害の賠償請求の時効は「損害及び加害者を知った時から10年」となっています。
(詳細はウラ面をご覧ください)

これを機会に、原子力損害の賠償請求に関する内容・請求漏れのご確認をおすすめします。

詳しくはこちらの
サイトを御覧ください



https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1335890.htm

【賠償請求に関する問い合わせをしたい場合】

東京電力ホールディングス株式会社

0120-926-404

9:00~19:00 月~金 (除く休祝日)

9:00~17:00 土・日・休祝日

【原子力損害の賠償に関する個別の相談をしたい場合】

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

0120-013-814

10:00~17:00 月~土 (除く休祝日)

ウラ面もご覧ください

原子力損害の賠償請求に関する時効について

1. 時効期間が経過するのは、事故後10年の2021年3月とは限りません。

時効期間は、時効特例法により「損害及び加害者を知った時」から10年ですので、事故後10年で一律に全ての賠償請求権が時効を迎えるわけではありません。

2. 請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

訴訟手続き中、ADRセンターにおける和解の仲介手続き中は、時効により途中で手続きが打ち切られることがない、というのは、法律で規定されています。東京電力への直接請求手続き中に時効を理由に賠償請求を断らない旨、東京電力は明言しています。

3. 東京電力が、時効により請求権が消滅したことを主張しない限り、時効は成立しません。

時効の成立には、東京電力が、時効期間が経過したため支払わないと主張することが必要です。東京電力は、「被害を受けられた方々が時効によって不利益を受けられないよう、みなさまそれぞれのご事情を十分踏まえて真摯に対応してまいります」等とプレスリリースにおいて明言しています。



事故後10年が経過したからといって、賠償請求ができなくなるとは限りません。

✓ 一方で、時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。この機会に、請求漏れがないか、ご確認をおすすめします。

政府関係機関では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や日本司法支援センター（法テラス）において、無料で弁護士等による法律相談を行っていますので、活用をご検討下さい。

個別事案については、被害の種類や状況によって時効の起算点が異なる等、様々な論点があることから、専門家へのご相談をおすすめします。

➤ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構：0120-013-814

➤ 法テラス 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）：0120-078309

おなやみレスキュー